作成例は、避難確保計画を作成するための必要事項を記載しています。以下の内容を参考に、記載内容については、施設の種別や組織体制などに合わせて変更をしてください。

黄色マーカー：施設の状況により必ず変更すべき箇所

点線枠：記入にあたっての解説。作成後は削除して結構です。

**洪水に関する避難確保計画**

**（作成例）**

**施設名：○○○○**

**作　成：令和○年○月**

目　次

１　計画の目的

２　計画の適用範囲

３　当施設の避難対象の災害

４　防災体制に関する事項

4.1　各班の任務と組織

4.2　防災体制

4.3　施設職員間や施設内外の連絡体制

4.4　事前対策

4.5　情報収集及び伝達

５　避難誘導に関する事項

5.1　避難方法

5.2　避難基準

5.3　避難の実施

5.4　施設周辺や避難経路の平常時の点検

６ 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

７　防災教育及び訓練の実施に関する事項

7.1　防災教育

7.2　訓練

別図１　自衛水防組織　組織図

別図２　立ち退き避難（優先開設避難場所）への避難経路図

別図３　屋内安全確保（施設内の避難場所）への避難経路図

１　計画の目的

洪水に関する避難確保計画（以下、「避難確保計画」という）は、水防法第15条の３第１項に基づき当施設付近で洪水の発生または発生のおそれがある場合に対応すべき必要な事項を定め、円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

２　計画の適用範囲

本避難確保計画は、当施設に勤務する職員（以下「施設職員」という）及び施設の利用者または出入りする全ての者（以下「利用者等」という）に適用する。

３　当施設の避難対象の災害

河川名：鵜川、鯖石川、別山川など　　　（浸水が想定される河川名を記入）

想定浸水深：柏崎市洪水ハザードマップ記載の施設の浸水深

|  |  |
| --- | --- |
| 災害の種別 | 対象河川名及び想定浸水深 |
| 洪　水 | ○　○　川○ｍ～○ｍ |

４　防災体制に関する事項

　避難確保計画に基づく円滑かつ迅速な避難体制を確保するため、施設職員により自衛水防組織を編成する。

自衛水防組織における防災体制は、下記のとおりとする。

4.1　各班の任務と組織

　自衛水防組織に班を置き、下記表に示す任務を行う。

ア　各班の任務

|  |  |
| --- | --- |
| 班名 | 任務の内容 |
| 指揮班 | 施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示する。 |
| 情報収集班 | テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した積極的な情報収集、施設周辺状況の把握や被害情報などを収集し、指揮班、避難誘導班に必要事項を報告・伝達する。 |
| 避難誘導班 | 避難準備・高齢者等避難開始等の情報が発令された場合に、利用者等を安全な場所へ避難誘導する。 |

イ　組織図

別図１「自衛水防組織　組織図」のとおり

「３　当施設の避難対象の災害」に記入した河川名とその観測地点を記入

　鵜　川（宮之窪地点）

　鯖石川（加納・天保橋地点）いずれか

　別山川（栄橋地点）

4.2　防災体制

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 体制 | 体制確立の判断時期 | 活動内容 | 対応要員 |
| 注意体制 | 次のいずれかに該当する場合・大雨警報または洪水警報発表・○○川（○○地点）ではん濫注意水位を超過・台風接近が予想される場合・大雨が予想される場合 | 気象情報等の情報収集台風、大雨情報の収集 | 情報収集班 |
| 警戒体制 | 次のいずれかに該当する場合・○○川の避難準備・高齢者等避難開始の発令・○○川（○○地点）で避難判断水位を超過 | 気象情報、河川水位情報等の収集 | 情報収集班 |
| 利用者等の関係者への連絡 | 情報収集班 |
| 使用する資機材の準備 | 避難誘導班 |
| 利用者等の避難誘導 | 避難誘導班 |
| 非常体制 | 次のいずれかに該当する場合・避難勧告又は避難指示（緊急）の発令・○○川（○○地点）で避難判断水位を超過 | 関係機関等への連絡・通報 | 情報収集班 |
| 施設内全体の避難誘導 | 避難誘導班 |

※上記のほか、施設管理者（又は自衛水防組織の統括管理者）の指揮命令に従うものとする。

担当課、協力施設名（ある場合のみ）などを記入してください

4.3　施設職員間や施設内外の連絡体制

【連絡系統図】

柏崎市○○課（担当課）

情報収集班

指揮班

柏崎消防本部

柏崎警察署

利用者等の関係者

避難誘導班

（避難先施設）

（協力機関）

施設職員

　利用者

○担当課一覧

介護施設に関すること・・・介護高齢課　　TEL　21-2228　 FAX　21-4700

福祉施設に関すること・・・福　祉　課　　TEL　21-2234　 FAX　21-1315

医療施設に関すること・・・国保医療課　　TEL　21-2210　 FAX　24-7714

【関係機関等　緊急連絡先】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 機関名 | 電話番号 | ＦＡＸ番号 |
| 防災関係機関 | 柏崎市防災・原子力課 | 21-2316 | 21-5980 |
| 柏崎市○○課（担当課） | 　　-　　　 | 　　-　　　 |
| 柏崎消防署 | 24-1500 | - |
| 柏崎警察署 | 21-0110 | - |
| 施設関係機関 | 避難先施設 | 　　-　　　 | 　　-　　　 |
| 例　○○町内会 | 　　-　　　 | 　　-　　　 |
| 例　○○病院 | 　　-　　　 | 　　-　　　 |
| 例　○○施設（関連施設） | 　　-　　　 | 　　-　　　 |
| ライフライン | 電気 | 東北電力 | 0120-175-366 | - |
| ガス | 北陸ガス | 23-9005 | 23-5200 |
| 水道 | 柏崎市上下水道局 | 22-4111 | 22-9350 |
| 通信 | ＮＴＴ東日本 | 0120-444-113 | - |

4.4　事前対策

台風の接近など、あらかじめ洪水の危険性が高まることが予想される場合は、夜間当直職員の増員や各種サービス・施設運営の中止などを検討するとともに、各職員の役割分担を再確認する。

4.5　情報収集及び伝達

情報収集班は、気象情報、注意報・警報、避難勧告等の情報について、下記に示す方法により、情報を収集し、指揮班、避難誘導班及び利用者等へ必要事項を報告・連絡する。また、災害発生の前兆現象や被害の情報を入手した場合は速やかに、市役所又は消防署へ通報する。

【主な情報及び収集方法】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 収集する情報 | 収集方法 | 担当者 | 職員への共有方法 |
| 気象情報・河川水位情報 | テレビ、ラジオインターネット（新潟地方気象台・新潟県河川防災情報システム） | 情報収集班 | 口頭館内放送メール等 |
| 避難情報・避難準備・高齢者等避難開始・避難勧告・避難指示（緊急） | 緊急速報メール、防災行政無線、テレビ、ラジオインターネット（柏崎市ホームページ） | 情報収集班 | 口頭館内放送メール等 |

　　※停電時は、ラジオ、スマートフォン等を活用して情報を収集するものとし、これに備えて乾電池、バッテリー等を備蓄する。

【避難情報等の報告・伝達先】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 報告対象情報 | 担当者 | 伝達手段 | 報告・伝達先 |
| 前兆現象 | 情報収集班 | 電話 | 柏崎市防災・原子力課、柏崎消防署等 |
| 被害情報 | 情報収集班 | 電話 | 柏崎市防災・原子力課、柏崎消防署等 |
| 避難準備 | 避難誘導班 | 館内放送、口頭 | 利用者等 |
| 電話 | 柏崎市担当課、柏崎消防署等 |
| 避難開始 | 避難誘導班 | 館内放送、口頭 | 利用者等 |
| 電話 | 柏崎市担当課、柏崎消防署等 |

立ち退き避難：「柏崎防災ガイドブック」を参考に優先開設避難場所

（地区コミセン）や近隣の安全確保ができる建物名を記入

屋内安全確保：施設内の部屋を記入　（例）2階　会議室

５　避難誘導に関する事項

5.1　避難方法

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区　分 | 避難先・避難経路 | 説　明 |
| 立ち退き避難（優先開設避難場所） | ○○○○（地区コミセン）（別図２避難経路図のとおり） | ・原則、徒歩により避難するものとする。・徒歩での移動が困難な人については、職員が車にて移動させる。・施設からの避難完了確認のため、避難誘導班は、名簿等を用いて未避難者の有無を確認する。 |
| 立ち退き避難（近隣の安全な場所） | ○○○○ |
| 屋内安全確保（施設内の避難場所） | ○○○○（別図３避難経路図のとおり） | ・徒歩、車いすによるものとし、エレベータの使用は車いす利用者を優先する。・施設内の各部屋より避難完了確認のため、避難誘導班は、名簿等を用いて未避難者の有無を確認する。 |

【屋内安全確保（施設内の避難場所）の留意点】

　　周辺の浸水の状況や利用者の健康状態等により立ち退き避難が困難な場合には、安全確保を第一に考え、施設内の上階や近隣の高い建物へ避難するなどの屋内のより安全な場所へ移動（屋内安全確保）を行う。

市は河川流域ごとに避難情報を発令します。

施設近隣の河川名を記入してください。

5.2　避難基準

ア　市からの情報に基づく判断

市から避難情報の発令があった場合に、避難等を開始する。

・避難開始基準：○○川に対する「避難準備・高齢者等避難開始」の発令

イ　自主避難による判断

中小河川のはん濫等により施設被害が発生するような前兆現象を確認した際は、市等の情報を待つことなく避難を開始する。前兆現象については、安全確保のため、施設内から確認できる範囲で把握し、市に報告する。

5.3　避難の実施

避難にあたっては、避難開始を口頭または館内放送等で「これより（どこへ）、（どうやって）避難を開始します」と、施設職員、利用者等に周知する。

5.4　施設周辺や避難経路の平常時の点検

ア　施設周辺の日常の点検

○○○○（地区コミセン等）（優先開設避難場所）に移動する際、施設内の移動時に支障となる物がないか確認し、支障物は速やかに移動しておく。

イ　避難経路の点検

あらかじめ、○○○○（地区コミセン等）（優先開設避難場所）までの避難経路を確認するとともに、大雨時に冠水して移動が困難になる箇所、土砂災害の危険な箇所等をあらかじめ把握し、職員間で情報を共有する。

６ 避難の確保を図るための施設の整備に関する事項

情報収集及び伝達、避難誘導の際に使用する施設及び資器材として、次に示すものを備蓄し、維持管理に努める。

施設の保有状況に応じて追加・削除してください

【避難確保資器材等一覧】

|  |  |
| --- | --- |
| 活動の区分 | 使用する設備又は資器材 |
| 情報収集・伝達 | □テレビ□ラジオ□スマートフォン・携帯電話□ファックス | □懐中電灯□電池□携帯電話用バッテリー |
| 避難誘導 | □名簿（施設職員、利用者等）□案内旗□スマートフォン・携帯電話□懐中電灯□拡声器□電池式照明器具□携帯電話バッテリー | □ライフジャケット□車いす□担架□大人用紙おむつ□常備薬□施設内避難のための水・食料・寝具・防寒具 |

７　防災教育及び訓練の実施に関する事項

7.1　防災教育

施設管理者は、洪水の危険性や前兆現象等、警戒避難体制に関する事項について、施設職員に対して研修を行うよう努める。研修は、訓練と合わせて実施を計画することを基本とする。

その主な周知する内容は次のとおり

・洪水ハザードマップによる危険箇所

・避難場所及び避難経路

・避難情報の収集及び施設利用者への伝達体制

・避難情報の種類と必要な行動

・職員間の連絡体制

・避難判断・誘導の方法

・本避難確保計画の周知

7.2　訓練

毎年５月に施設職員を対象として、情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

その主な訓練は次のとおり

・情報収集及び伝達

・避難判断

・避難訓練（利用者に応じた避難手法、避難方法など）

地震や火災を想定した訓練を実施している施設においては、当該訓練の実施をもって、本計画に基づく訓練に代えることができる。（ただし、災害種類によって避難場所等が異なる場合があることの施設職員への周知や、洪水時の避難に関する研修を別途実施すること）

施設職員の体制、勤務体制等を考慮して、

必要な人員が確保できるように

組織図を作成してください

別図１

自衛水防組織　組織図

|  |  |
| --- | --- |
| 施設総括 | 施設管理者 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 指揮班 | 役職または氏名 | 役割 |
| 班長班員 | 施設管理者を支援し、各班へ必要な事項を指示 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報収集班 | 役職または氏名 | 役割 |
| 班長班員 | ・テレビ、ラジオ、インターネットなどを活用した情報収集・前兆現象の把握や被害情報などを収集・避難誘導班に必要事項を報告・伝達 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 避難誘導班 | 役職または氏名 | 役割 |
| 班長班員 | ・利用者等を安全な場所へ避難誘導・未避難者、要救助者の確認 |

　別図２

立ち退き避難（優先開設避難場所）への避難経路図

　　洪水時避難場所：　○○○○

＜避難経路図＞

避難経路図は、施設周辺地図に

①施設の場所、②避難場所、③避難経路を

わかりやすく記載してください。

　別図３

屋内安全確保（施設内の避難場所）への避難経路図

　　施設内避難場所：　○○○○

＜避難経路図＞

避難経路図は、施設の平面図等に①避難場所、②避難経路を

わかりやすく記載してください。